

# 杖道七段および六段審査会(広島)要項

全日本剣道連盟

1. 期 日 令和6年8月23日(金)

2. 受付開始・終了および審査開始時刻

(1) 七段審査会

①受付開始・終了 9時30分～10時

②審査開始時刻 10時30分予定

(2) 六段審査会

①受付開始・終了 12時30分～13時

②審査開始時刻 七段審査終了後

※受付終了後、審査の進行上、一切受けません。必ず時間を厳守してください。  
また、各受審段位ごとの受付時間に合わせて来場してください。

3. 会 場 広島県立総合体育館 武道場  
〒730-0011 広島市中区基町4-1  
電話 082-228-1111  
\* 交通機関 別紙案内図参照

4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟

5. 審査方法

全日本剣道連盟 杖道称号・段位審査規則、同細則ならびに杖道称号・段位審査実施要領による。

6. 審査科目

七段・六段とも、次による。

実技審査 全剣連杖道6本

(当日開始時に全剣連杖道の中から6本を課し、「仕」・「打」交替して行うものとする。)

7. 受審資格

(1) 七 段 平成30年8月31日以前に六段を取得した者。

(2) 六 段 令和元年8月31日以前に五段を取得した者。

8. 年齢基準 審査の当日(8月23日)とする。

9. 申込み

(1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込みこと。

各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。  
なお、個人直接の申込みは受理しない。

(2) 申込締切 令和6年7月13日(土)

(3) 申込先 〒453-0035 名古屋市中村区十王町11-22  
一般財団法人愛知県剣道連盟  
電話 0523-481-0093

#### (4) 申込書

ア所定用紙による。

イ現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。

(記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない。)

#### 10. 審査料

**(七段) 15,400円 (六段) 13,200円**

※現金書留で郵送するか、直接事務所に持参してください。

※事務所にお越しになる際は、事前にお電話ください。(事務所不在の場合がある為)

#### 11. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」10月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

#### 12. 安全管理

参加者は、各自十分に健康管理に留意し本審査会に参加すること。

参加者は、健康保険証を持参のこと。

高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。なお、主催者は、審査中の参加者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)傷害保険に加入する。

**対人稽古に関する感染予防ガイドラインにかかわらず、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。**

#### 13. 個人情報保護法への対応 ※以下を申込者に周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)がある。更に、に公表すること普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

#### 14. 注意事項

(1) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。

(2) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。

※本審査会は、審査運営関係者および受審者のみとします。

受審者は、受付時間に来場し、審査が終了次第会場から退出してください。

※本審査会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある方は受審できません。

# 広島県立総合体育館 武道館



## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上